



令和3年12月3日
神奈川モデル認定医療機関連絡会議

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 ＜医療分＞の一部改正等について

令和3年12月3日
健康医療局医療危機対策本部室

11月24日に国から、緊急包括支援事業（医療分）の実施について、
令和4年3月末までの対応とすると連絡がありました。

今回改正の主な概要

- 対象期間が、令和4年3月末に延長
- 病床確保料の見直し（令和4年1月以降分から適用）
 - ・ 病床稼働率により上限額が変動
 - 県平均の7割を下回ると3割減
 - ・ 休止病床数に上限を設定 → 確保病床1床につき休床2床まで
- G-MISへの入力が必要
- 医療従事者への処遇改善内容を県に報告

<現在の仕組み>

- 即応病床については、コロナ患者入院時は診療報酬（特例評価）を得られるものの、空床時には診療報酬を得られないことから、コロナ患者を円滑に受け入れられる体制を確保するため、基本的には、診療報酬と同水準の病床確保料を支払う必要。
- 現在の病床確保料は A表のとおりであり、これまで新型コロナウイルス患者の入院に係る診療報酬点数に合わせてきたが、8/27の診療報酬引上げは特例的に更に高い点数としたことから、これには合わせず、コロナ患者受入れのインセンティブを付与。
- 即応病床の空床に加えて、受入れのために休止とした病床にも、病床確保料を支払っている。

<令和4年1月～>

- ① 病床確保料は2022年1月以降も、同じ水準で当面継続。ただし、コロナ患者受入れのインセンティブを高めるため、即応病床使用率(前3か月間)が都道府県の平均を30%下回る医療機関について、病床確保料の金額をB表のとおりとする。
なお、地域の実情によりやむを得ないと都道府県が判断した場合は、この規定を適用しない。
- ② コロナ患者の受入れのために休止とした病床について、コロナ患者・一般患者受入れのインセンティブを高めるため、即応病床1床あたり休床2床まで(ICU・HCU病床は休床4床まで)とする上限を設定する。
- ③ 病床確保料を活用して、新型コロナ対応を行う医療従事者に対して処遇改善を行うこととし、都道府県に処遇改善内容の報告をするものとする。

※病床確保料の対象となる医療機関は、G-MISに病床の使用状況等の入力を実際に行うことにより、入院受入状況等を正確に把握できるようにする。

病床確保料の見直し（令和4年1月以降）

○A表（従来の病床確保料）

■重点医療機関

病床の種別	特定機能病院等	一般の医療機関
ICU病床	436,000円/日	301,000円/日
HCU病床	211,000円/日	211,000円/日
その他病床	74,000円/日	71,000円/日

■協力医療機関

病床の種別	補助基準額
ICU病床	301,000円/日
HCU病床	211,000円/日
その他病床	52,000円/日

■その他医療機関

病床の種別	補助基準額
ICU病床	97,000円/日
重症者・ 中等症病床	41,000円/日
その他病床	16,000円/日

○B表（稼働率が県平均を30%下回った場合）

■重点医療機関

病床の種別	特定機能病院等	一般の医療機関
ICU病床	305,000円/日	211,000円/日
HCU病床	148,000円/日	148,000円/日
その他病床	52,000円/日	50,000円/日

■協力医療機関

病床の種別	補助基準額
ICU病床	211,000円/日
HCU病床	148,000円/日
その他病床	36,000円/日

■その他医療機関

病床の種別	補助基準額
ICU病床	68,000円/日
重症者・ 中等症病床	29,000円/日
その他病床	11,000円/日

※B表の基準額は、A表の基準額の7割の水準

新型コロナウイルスの反復的な感染拡大が懸念される中、年末年始期間中の医療提供体制の確保が重要となります。そこで、保健所設置市と連携し、年末年始に発熱患者の診療体制等を確保していただく医療機関等を対象に、協力金を支給します。

1 期間 令和3年12月29日（水）～令和4年1月3日（月）（6日間）

2 対象

神奈川県指定を受けた発熱診療等医療機関

3 支給要件及び基準額

○ 対象期間に1日あたり合計4時間以上、発熱患者の診療を実施する体制を整備した場合、1日あたり5万円を日数に応じて支給。

○ 加えて、新型コロナウイルス感染症の検査を行った場合は、1日あたり5万円を加算。

4 受付方法（事前登録）

12月19日（日）までに県に登録（対象期間の診療日・診療時間等）

※登録方法は発熱診療等医療機関の皆様に、個別にメール又は郵送でご案内します。

※登録いただいた内容は、医師会、保健所設置市と共有し、相談窓口等で情報提供するとともに、同意いただける場合はホームページに掲載します。

ワクチン接種に係る支援策について（緊急包括支援交付金）

新型コロナウイルスワクチンの個別接種等にご協力いただき医療機関に対する交付金について、令和3年11月までとされていましたが、新たに令和3年12月～令和4年3月についても、対象期間となりました。
引き続きワクチン接種へのご協力をお願いいたします。

区分	内容	申請者
個別接種	①週100回以上の接種を、対象期間に4週間以上行った場合 回数当たり2,000円 ②週150回以上の接種を、対象期間に4週間以上行った場合 回数当たり3,000円 ③50回以上/日の接種を行った場合 1日当たり10万円（①、②以外の週）	診療所
	①50回以上/日の接種を行った場合 1日当たり10万円 ②特別な接種体制を確保し、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、対象期間に4週間以上あった場合 ①に加えて、次の所要額を追加で交付 医師1人1時間当たり7,550円 看護師等1人1時間当たり2,760円	病院
集団接種	時間外・休日の医療機関から、集団接種会場に医療従事者を派遣した場合 【上限額】 医師1人1時間当たり7,550円 看護師等1人1時間当たり2,760円	病院・診療所

今後のスケジュール

- ✓ **病床確保料**は、10～12月分は、1月中旬頃予定。1月～3月分は2月上旬頃予定（年度内交付決定のため）。
- ✓ **設備整備等**は、令和4年3月末分を、1月上旬頃予定。申請のご準備をお願いします。
- ✓ **ワクチン関係の補助金**は、市町村からご案内。

月	スケジュール	
	確保病床料	設備整備等
12月	10月～12月分申請について ご案内	令和4年3月分申請について ご案内
1月	1月21日(金)申請 ※10～12月分実績	1月7日(金)申請 ※～令和4年3月分
2月	2月上旬 申請 ※1月～3月分見込み	
3月	3月31日までに交付決定	

令和4年1月以降の補助金については、準備ができ次第、お知らせいたします。